

千葉県 最終評価結果書

都道府県名	千葉県	都道府県コード	12
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	13	市町村			
(2) 協定数	132	協定	【うち集落協定	129	協定
			集落協定参加者数	2,782	人
			【対象農用地面積	1,553	ha
			【協定締結面積	924	ha
			【地目別交付面積内訳	田 :	813
				草地 :	0
				畑 :	105
				採草放牧地 :	0
(3) 交付面積	918	ha	【うち共同取組活動分 :	63,813	千円
				うち個人配分分 :	51,116
(4) 交付金額	114,929	千円			

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等	
	千葉県においては、中間年評価の際に話し合いを充実させるように指摘があったが、ほとんどの集落が既に話し合いの場を設け指摘に対する取組を行っている。まだ行っていない協定については引き続き、指導、助言を行い実施させる。	
・指導・助言を行っている協定の現状	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	23 協定
	② 上記のうち	
	・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	16 協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	7 協定
	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定
	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	30 協定
	④ 上記のうち	
	・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	23 協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	7 協定
	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランにより、目的を明確化させたため、計画的な水路・農道の管理や耕作放棄地発生防止に取組むことができた
	取組に対する評価及び関連する課題
	目的の明確化により集落ごとが効率的に活動を実施している。しかし今後さらに人口の減少や高齢化が想定されるため管理体制に課題があると考えられる。そのような中で農地集積を今後の取り組むべき事項に加えることを課題にする市もある。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	取組の概要及び取組により生じた効果
・耕作放棄の防止等の活動	農地法面の保護や、有害鳥獣対策も行えることから、生産条件が不利で近隣に山がある中山間地では、耕作放棄地発生防止に繋がっている。
	取組に対する評価及び関連する課題
	個々での管理ではなく集落全体での管理を行うことで地域住民の意識も高まっている。しかし高齢化による協定面積の減少や管理しきれず耕作放棄地になる農地が増加する懸念がある。







	・その他	取組の概要及び取組により生じた効果
		取組に対する評価及び関連する課題

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当するものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
B	本制度の目的である耕作放棄地の発生抑制について、非常に効果が得られている。その他にも用排水路、農道の維持管理や鳥獣被害の防止など幅広く活用されている。また集落での話し合いの場が増えるなどコミュニティの活性化にも寄与している。その一方で集落の高齢化が進む中、後継者や担い手不足の根本的な解決にはならないため、改善の必要がある。
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
<input type="radio"/>	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	⑫ その他の効果【           】
	⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	
農家は所得が不安定かつ重労働で敬遠されやすいので、一般的な会社員以下の労働で一般的な会社員以上の収入がなければ就農しない。本交付金では個人配分として所得向上の取り組みが行えるため、そのことについて一層の周知をすべきである。	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/>	① 耕作放棄地の発生が防止された 集落内での話し合いの場が設けられ、集落内住民の意識が高まった。
	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった 集落内での話し合いの場が増加した。年2回から6回に増加した集落もある。
<input type="radio"/>	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった 個人で管理していた水路・農道が集落の共同活動として維持管理が行われることにより、広範囲の水路・農道の維持管理が図られた。
	④ 鳥獣被害が防止された 一部の集落では周辺林地の草刈り等を行うことにより、鳥獣被害が軽減された。
<input type="radio"/>	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した 農地の管理意識が高まったことと、景観作物の作付により集落環境が向上した。
	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された 一つの集落で土地改良区の協力も得て、認定農業者や認定新規農業者を確保した
	⑦ 担い手への農地集積が進んだ 一つの集落で土地改良区の協力も得て、認定農業者や認定新規農業者への農地集積が進んだ。
	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ -

⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	-
⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	一つの集落で高収益作物への転換を行った農地の近隣農地も協力し、低農業栽培を行う等の取組があった。
⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	-
⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	少数ではあるが集落の連携が進みノウハウを、近隣の若手農業者へ伝えている。
⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	-
⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	-
⑮ その他	-
都道府県第三者委員会の意見	
有害鳥獣対策を課題に挙げながら実際に被害が軽減されたと回答する市町が少ないのは、本交付金制度での活用が図れることを知らない可能性があるため周知徹底が必要である。また、活用が可能なことを知っていても有効な対策をとれていない可能性もあるため、有害鳥獣対策の担当と連携し研修等を行うべきである。	

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	高齢化・過疎化による協定参加者の減少は顕著である。世代交代に向けより良い農地を維持することで新規就農者の増加を図りたい。
	○ ② 担い手の不在	後継者となる担い手が少なく、新規就農の期待もできない。一部集落では営農組合が入ったことで営農が継続できるようになった。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	現在活動の核となる参加者は高齢化で、またその後引継ぐ参加者もいないため、今後の実施が困難な集落がある。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	大規模なほ場整備が行えず、排水機能が悪いところがある。本制度以外による対策も必要である。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	被害の減少は確認できているが、個体数が増加傾向にあるため完全になくすことはできない。
	○ ⑥ 農業収入の減少	農業生産自体の収益が見込めず、耕作の継続が困難である。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑦ 農作業の省力化	-
	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	高齢化による共同活動の衰退がある。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	-
本制度に関する課題	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	生産条件が非常に不利な農地に対しては、土地改良事業を実施して改善を図っている。
	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	高齢化により5年間継続することが困難と考えている参加者は他の参加者に迷惑がかかるとして参加しない。集落全体の遡及返還について緩和が必要。
	○ ⑫ 行政との連携不足	-
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	5年間の継続が負担であるため短縮が必要。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	高齢化や兼業農家が多いため、事務手続きの簡素化が必要。
	○ ⑮ その他	-
	○ ⑯ 課題等はない	-
都道府県第三者委員会の意見		
5年間の対策期間が長いとの意見もあるが本交付金制度の根本でもあるため、5年間交付金を活用することで可能になる対策を考え指導すべきである。担い手不足や有害鳥獣被害など非常に難しい課題が残っている。集落間連携についても地域をまとめるリーダーがおらず、難しいと考えられるので地域のリーダー育成にも力を入れる必要がある。		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化により参加者やリーダーが確保できないため。</li> <li>・5年間の継続が困難。</li> <li>・交付金返還措置の要件が厳しい。</li> </ul>

## 8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	個々での管理が難しい水路や農道の維持管理が、本制度を活用することで集落で連携し行えるようになった。有害鳥獣対策での交付金活用が行われていない市町が多いため、周知を図り推進したい。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	土地改良区と連携し、農地集積を進めた協定や、協定に営農組合を加入させ営農活動を維持する協定もあったが、そういった協定は少数であるため、人材が不足している場合集落間の連携も推進する。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	高収益作物を導入した周辺農地では低農薬栽培を行うなど、集落での互助体制が確立した。また、千葉県は東京の近郊であるため、6次産業化も含めた付加価値農業の取組みを拡大する。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	協定を始めとして、集落での決定をもとに制度を活用していることから、話し合いの場が増加している。個人で行うより効率的な維持管理が行われている。引き続き事業の活用を推進しさらなる向上を図る。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	農地維持の意識醸成は図られているにも関わらず、人材不足により断念するような協定もあるので、集落間の連携についてのメリットや実施方法について説明会を開催し周知を行う。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	用排水路が整備されておらず上段の田から下段の田へ水を流していたが、大雨の際に土壌が流出することが多くあったため、柵と排水管を設置し土壌流出防止に繋がった。また、棚田である景観を生かしたお祭りが行われるなど、外部からの訪問を積極的に増加させる取り組みもある。
⑦ その他(省力化等)	-
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	-
都道府県第三者委員会の意見	
集落内での連携について増加しているとの評価であるが、単純に回数が増えるだけでは意味がないため、有意義な会議となるよう指導が必要である。担い手の求める農地像を意識しニーズにあった集落を作り、不足している人材を呼び込む必要がある。	

## 9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
本制度の活用で農用地の維持管理が適切に行われており、耕作放棄地の発生防止に寄与している。また、話し合いの場が増加し、用排水路や農道の維持管理が集落単位で広域的に行われるようになった。その他にも鳥獣被害対策も実施可能など汎用性が高く継続を望まれる事業である。その一方で集落の高齢化や地方の過疎化が進む中、交付金の遡及返還が課題となり、協定の締結に躊躇する集落がため、遡及返還要件の緩和などの対応を検討して頂きたい。